

平成 28 年 第 1 回

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

平成28年第1回  
茨城県後期高齢者医療広域連合議会 定例会会議録

目 次

招集告示	1
議員出席表	2
説明員出席者	3
議会事務局職員出席者	3
提出議案一覧	4
◎ 議事日程（2月23日）	5
開会宣告	6
諸般の報告	6
日程第1 議席の指定について	8
日程第2 会議録署名議員の指名について	9
日程第3 会期の決定について	9
広域連合長の挨拶	9
日程第4 副議長の選挙について	10
日程第5 議案第1号から議案第8号の上程及び提案理由説明	12
日程第6 上程議案等に対する質疑及び一般質問	13
1 藤咲芙美子君 質疑及び一般質問	13
日程第7 上程議案等に対する討論及び表決	19
1 藤咲芙美子君 討論	19
2 表決	20
日程第8 閉会中所管事務調査について	22
閉会宣告	23
会議録署名	24
参考資料 議案等審議結果一覧表	25
議案等質疑通告一覧表	26
上程議案等	27



平成 28 年 第 1 回

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録



茨城県後期高齢者医療広域連合議会



茨城県後期高齢者医療広域連合告示第2号

平成28年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を下記のとおり招集する。

平成28年2月5日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊田 稔

記

- 1 日 時 平成28年2月23日 午後1時
- 2 場 所 水戸市中央1丁目4番1号 水戸市議会臨時庁舎

以 上

議 員 出 席 表

平成28年第1回定例会

議席 番号	議員の氏名	第1日
		2月23日
1	村 田 進 洋	○
2	茅 根 茂 彦	○
3	矢 口 清	○
4	並 木 寛	○
5	塚 谷 重 市	○
6	船 橋 清	○
7	寺 田 寿 夫	○
8	柴 孝 光	○
9	中 島 亨 一	○
10	川 又 照 雄	○
11	大 森 要 二	○
12	前 田 利 勝	○
13	石 田 安 夫	○
14	佐 藤 清	○
15	市 川 圭 一	○
16	塩 田 尚	○
17	武 藤 猛	○
18	根 崎 彰	○
19	沼 里 真一郎	○
20	又 未 成 人	○
21	岡 崎 榮 一	○
22	武 藤 博 光	／

議席 番号	議員の氏名	第1日
		2月23日
23	箱 守 茂 樹	○
24	風 見 好 文	／
25	浅 野 信 行	／
26	小松崎 誠	○
27	相 田 一 良	○
28	西 山 正 司	○
29	高 柳 孫市郎	○
30	入 江 晃	／
31	高 木 寛 房	○
32	市 村 文 男	○
33	大 野 千 里	○
34	今 村 和 章	○
35	藤 咲 芙美子	○
36	岡 崎 悟	○
37	鈴 木 陸 郎	／
38	山 崎 幸 子	○
39	難 波 千香子	／
40	諸 岡 周 示	○
41	大久保 武	○
42	宇 野 進 一	○
43	倉 持 功	○
44	五十嵐 辰 雄	○

説明員出席者（地方自治法121条）

広域連合長	豊田	稔（北茨城市長）
副広域連合長	小谷	隆亮（大洗町長）
事務局長	飯田	範之
事務局次長	幕内	浩之
総務企画課長	皆藤	和明
事業管理課長	滝	浩
給付課長	柴	保之
会計管理者	栗原	千尋

議会事務局職員出席者

議会事務局長	伊藤	絵里子
書記	滝澤	剛

## 提 出 議 案 一 覧

- 議案第 1 号 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 号 茨城県後期高齢者医療広域連合情報公開条例及び茨城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 号 茨城県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 平成27年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 6 号 平成27年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 7 号 平成28年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 議案第 8 号 平成28年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算



# 議 事 日 程

2 月 2 3 日



茨城県後期高齢者医療広域連合議会

平成 28 年 第 1 回  
茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会  
議 事 日 程

平成28年 2月23日（火）

午後 1 時開議

- 開会宣告
- 諸般の報告
- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 会期の決定について  
広域連合長の挨拶
- 日程第 4 副議長の選挙について
- 日程第 5 議案第 1 号 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 2 号 茨城県後期高齢者医療広域連合情報公開条例及び茨城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 3 号 茨城県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 4 号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 5 号 平成27年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）  
議案第 6 号 平成27年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）  
議案第 7 号 平成28年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算  
議案第 8 号 平成28年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 6 上程議案等に対する質疑及び一般質問  
【議案第 1 号から議案第 8 号まで】
- 日程第 7 上程議案等に対する討論及び表決  
【議案第 1 号から議案第 8 号まで】
- 日程第 8 閉会中所管事務調査について  
閉会宣告

午後 1 時開会

## 開会宣告

○議長（村田進洋君） 御報告申し上げます。

ただいまの出席議員数は36名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成28年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

## 諸般の報告

○議長（村田進洋君） この際、諸般の報告をいたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますとおりですので、御了承願います。

地方自治法第121条の規定により、議案説明のため、本定例会の会議に出席を求めた者の職氏名は、お手元に配付してあります説明員出席者のとおりでありますので、御了承を願います。

次に、議員の異動について御報告を申し上げます。

美浦村議会の坂本一夫議員、大洗町議会の今村和章議員、ひたちなか市議会の清水立雄議員、高萩市議会の大森要二議員、小美玉市議会の市村文男議員、八千代町議会の水垣正弘議員、茨城町議会の小貫和通議員、下妻市議会の柴孝光議員、東海村議会の大内則夫議員、取手市議会の阿部洋子議員、潮来市議会の根本又男議員、河内町議会の服部隆議員が選出元市町村において任期満了となりましたことを御報告いたします。

これにより、各選出元市町村において広域連合議会議員補欠選挙が執り行われ、平成27年9月1日に、美浦村議会の山崎幸子議員、11月4日に大洗町議会の今村和章議員、11月16日にひたちなか市議会の武藤猛議員、11月30日に高萩市議会の大森要二議員、12月1日に小美玉市議会の市村文男議員、12月14日に八千代町議会の大久保武議員、12月21日に茨城町議会の大野千里議員、12月22日に下妻市議会の柴孝光議員、平成28年2月9日に東海村議会の岡崎悟議員、2月15日に取手市議会の佐藤清議員、2月17日に潮来市議会の沼里真一郎議員、2月22日に河内町議会の諸岡周示議員が当選されましたことを御報告いたします。

それでは、当選されました方々から御挨拶をいただきます。

初めに、山崎幸子議員から御挨拶を願います。

○38番（山崎幸子君） 美浦村議会選出の山崎幸子と申します。

よろしく願いいたします。〔拍手〕

○議長（村田進洋君） 続きまして、今村和章議員から御挨拶を願います。

○34番（今村和章君） 皆さんこんにちは。

大洗町議会議員の今村です。よろしく願いいたします。〔拍手〕

○議長（村田進洋君） ありがとうございます。

続きまして、武藤猛議員から御挨拶を願います。

○17番（武藤猛君） 皆さんこんにちは。ひたちなか市議会選出の武藤猛でございます。

どうぞよろしく願いいたします。〔拍手〕

○議長（村田進洋君） ありがとうございます。

続きまして、大森要二議員から御挨拶をお願いいたします。

○11番（大森要二君） 皆さんこんにちは。

高萩選出の大森要二です。皆さん、どうぞよろしく願いいたします。〔拍手〕

○議長（村田進洋君） ありがとうございます。

続きまして、市村文男議員から御挨拶をお願いいたします。

○32番（市村文男君） こんにちは。

小美玉市議会選出の市村でございます。よろしく願いします。〔拍手〕

○議長（村田進洋君） ありがとうございます。

続きまして、大久保武議員から御挨拶をお願いいたします。

○41番（大久保武君） 八千代町議会から選出されました大久保武です。

よろしく願いします。〔拍手〕

○議長（村田進洋君） ありがとうございます。

続きまして、大野千里議員から御挨拶をお願いいたします。

○33番（大野千里君） 茨城町選出、大野千里でございます。

どうぞよろしく願いいたします。〔拍手〕

○議長（村田進洋君） ありがとうございます。

続きまして、岡崎悟議員から御挨拶を願います。

○36番（岡崎悟君） 皆様こんにちは。東海村選出の岡崎悟でございます。

よろしく願いいたします。お世話になります。〔拍手〕

○議長（村田進洋君） ありがとうございます。

続きまして、佐藤清議員から御挨拶をお願いいたします。

○14番（佐藤清君） 皆さんこんにちは。取手市議会から選出されました佐藤清です。

改選後、議長職を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。〔拍手〕

○議長（村田進洋君） ありがとうございます。

続きまして、沼里真一郎議員から御挨拶をお願いいたします。

○19番（沼里真一郎君） こんにちは。

潮来市議会選出であります。議長が教育福祉経済委員長の私にということで議会より選出されました。4期目であります。よろしくお願ひいたします。〔拍手〕

○議長（村田進洋君） ありがとうございます。

続きまして、諸岡周示議員から御挨拶をお願いいたします。

○40番（諸岡周示君） 河内町議会選出の諸岡周示です。

よろしくお願ひします。〔拍手〕

○議長（村田進洋君） ありがとうございます。

この際、常総市中島議長から、今年度の豪雨の災害に際しまして、各市町村の皆様方にお世話になったということでお礼を申し上げたい旨のお話がございます、これを許します。

中島議長さん。

○9番（中島亨一君） 議長ではないのですが。

どうも皆さん、こんにちは。昨年秋の関東・東北豪雨におきまして、当常総市が大変な水害に遭いまして、今回、皆さんの前でお話する機会をいただきましたので、一言お礼の御挨拶をさせていただきます。

豊田市長会長初め、県内多くの自治体の皆様には大変多くの心配をいただきました。また、心からのお見舞いをいただきまして、当常総市も今復旧復興に向けて頑張っておるところでございます。本当に皆様ありがとうございます。感謝申し上げます。

〔拍手〕

○議長（村田進洋君） 大変失礼いたしました。中島議長さんと申し上げて申し訳ございませんでした。私の誤りでございます。

---

## 日程第1 議席の指定について

○議長（村田進洋君） 日程第1、議席の指定を行います。

このたび当選されました議員の議席を、会議規則第4条第1項の規定により、議長において、ただいま着席のとおり指定をいたします。よろしくお願ひを申し上げます。

ただいま 8 番柴孝光議員が出席をいたしましたので、御報告を申し上げます。

この際、新任の御挨拶をお願いいたします。

- 8 番（柴孝光君） 12月に改選がございまして、このたび後期高齢者医療の議員として下妻のほうから出向させていただきます柴と申します。ただいま 5 期目ということで、この会議に出ますのは、一昨年議長をやった後に 1 回だけ出させていただいたわけなのですが、まだ何もわかっておりません。皆様の御指導よろしくお願い申し上げます。〔拍手〕

- 議長（村田進洋君） ありがとうございます。

それでは、議席については先ほど申し上げたとおり、よろしくお願いをしたいと思います。

---

## 日程第 2 会議録署名議員の指名について

- 議長（村田進洋君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、議長において、6 番船橋清議員、7 番寺田寿夫議員、以上 2 名を指名させていただきます。

---

## 日程第 3 会期の決定について

- 議長（村田進洋君） 日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日 1 日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（村田進洋君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決しました。

---

## 広域連合長の挨拶

- 議長（村田進洋君） この際、広域連合長から発言を求められておりますので、これ

を許します。

広域連合長、豊田稔君。

○**広域連合長**（豊田稔君） 平成28年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し述べます。

議員の皆様におかれましては、大変お忙しいところ御出席賜り、ありがたく感謝を申し上げます。また、日頃から後期高齢者医療制度の円滑な運営に御協力をいただいておりますこと、重ねて感謝を申し上げるものであります。

さて、皆様御存じのとおり、後期高齢者医療制度は国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的として発足し、平成20年の法施行から間もなく8年になろうとしているところであります。

制度発足時から国内の高齢者人口は増え続けており、今後も医療費は増加傾向にあると予想されます。そのため、国におきましては、持続可能な医療保険制度となるよう、毎年細かな見直しの検討が重ねられているところであります。

そのような中、当広域連合におきましては、制度の着実な運営とともに、県内の皆様が安心して医療を受けられるよう、低所得者に対する保険料軽減特例の見直しに伴う激変緩和措置など、全国の広域連合協議会を通じた要望活動などを国に対して行ってきております。

また、今回上程いたします保険料率の改定につきましても、基金の取り崩しなどを行い、現行のまま据え置く方針で御提案をさせていただき、被保険者の方々の負担が重くならないように配慮しているところでございます。

さらには、来年度から新たに歯科健診を実施するなど、今後も被保険者の皆様の健康保持を図るため、保健事業にも積極的に取り組んでまいり所存でございます。

本日は保険料率など諸般の条例改正や平成27年度補正予算案、並びに平成28年度当初予算案について御審議をいただくことになっておりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

○**議長**（村田進洋君） ありがとうございます。

---

#### 日程第4 副議長の選挙

○**議長**（村田進洋君） 次に、日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法といたしましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選

の方法によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村田進洋君） 御異議なしと認め、よって副議長の選挙の方法は指名推選と決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村田進洋君） 御異議なしと認め、よって、議長において指名することに決定いたしました。

それではご指名いたします。

副議長に今村和章議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました今村和章議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村田進洋君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました今村和章議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました今村和章議員が議場におられますので、本席から、会議規則第32条2項の規定により当選を告知いたします。

それでは、今村和章副議長から御挨拶をお願いいたします。

今村副議長。

〔副議長 今村和章君 登壇〕

○副議長（今村和章君） ただいま御推薦をいただきました、大洗町議会議長の今村でございます。

村田議長のもと、円滑な議会運営を進めることをモットーに頑張っております。

皆様の御指導、そして御協力をお願い申し上げまして就任の挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。〔拍手〕

○議長（村田進洋君） ありがとうございます。

- 
- 日程第5 議案第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第2号 茨城県後期高齢者医療広域連合情報公開条例及び茨城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第3号 茨城県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第4号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第5号 平成27年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 議案第6号 平成27年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第7号 平成28年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 議案第8号 平成28年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

○議長（村田進洋君） 次に、日程第5、議案第1号から議案第8号、以上8件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村田進洋君） 御異議なし認めます。よって、議案第1号から議案第8号、以上8件を一括議題とすることに決しました。

それでは、ただいまの8件について提出者から提案理由の説明を求めます。

広域連合長、豊田稔君。

〔広域連合長 豊田稔君 登壇〕

○広域連合長（豊田稔君） 平成28年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会に当たり、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例につきましては、地方公務員法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第2号、情報公開条例及び個人情報保護条例につきましては、行政不服審査法

の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第3号、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例につきましては、地方公務員法の改正及び行政不服審査法の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第4号、後期高齢者医療に関する条例につきましては、平成28年度及び平成29年度における後期高齢者医療制度の保険料率を定めるなど、所要の改正を行うものであります。

議案第5号、平成27年度一般会計補正予算につきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,546万6,000円を減額するものであります。

議案第6号、平成27年度特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億8,899万円を追加するものであります。

議案第7号、平成28年度一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,822万6,000円とするものであります。

議案第8号、平成28年度特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,996億7,176万円とするものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（村田進洋君） 以上で、提案理由の説明は終了いたしました。

---

## 日程第6 上程議案等に対する質疑及び一般質問

○議長（村田進洋君） 日程第6、上程議案等に対する質疑及び一般質問を行います。

あらかじめ発言通告がありました発言者に申し上げます。

発言者の発言時間は15分以内といたします。

それでは、質問を許します。

35番、藤咲芙美子君。

[35番 藤咲芙美子君 登壇]

○35番（藤咲芙美子君） 藤咲芙美子と申します。

通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

初めに、後期高齢者の健康診断についてお聞きいたします。

現在、40歳から74歳までの特定健診の項目は、問診、身体計測、血圧、尿検査、血液検査、これは貧血、肝機能、腎機能が含まれますが、また心電図、それから眼底検

査、腹囲測定の8項目が行われています。

一方、75歳以上の健診は5項目です。問診、身体計測、血圧、尿検査、血液検査、貧血検査を除いた肝機能、腎機能です。この5項目の健診は現在無料で実施されています。国、県、各市町村からの補助があるためです。しかし、心電図、眼底検査及び血液一般といわれる貧血検査は有料になっております。腹囲測定は健診項目からも除かれています。後期高齢者の名のもとに、健康診断まで差をつけられています。

例えば、私の城里町で、この3項目は希望者のみですが、1,750円の自己負担が課せられています。75歳以上の高齢者だからといって、心電図、眼底検査、貧血検査、腹囲測定を受けなくてよい理由は何一つありません。心電図検査による早期発見は早期治療が期待できる重要な検査です。高齢者はほかの病院に受診して検査しているからという口実で健診を抑制するようなことがあってはなりません。重複受診を心配するなら、問診において当人に確認をすればよいことです。現にその3項目は県内44市町村のうち12の市町村が自治体の努力で自己負担なしの健診を行っています。広域連合として一律自己負担なしの健診に踏み切る努力をしていただきたいと思います。

高齢者は低所得者が多く、保険料も払えず、短期保険証を受けながら食費を切り詰めて暮らしている人がおります。その上、年金は減らされ、消費税の増税でますます苦しくなっているのが現状です。定期的に受けられるはずの特定健診と同様の検査を無料で受けられるなら病気の悪化も防げるものです。高齢者にも自己負担なく特定健診と同じ項目で受けていただくことで受診率も上がり、結果的には医療費の削減につながります。連合長の努力で検査の拡充と、さきに申し述べた4項目の検査の無料化を求めたいと思います。

次に、特例軽減措置の存続を求めることについてです。

低所得者に対し、均等割の7割、5割、2割の軽減が設けられていますが、制度施行当初から負担が厳しいことから最大9割の軽減措置がとられてきました。全国で被保険者の半分強の860万人、茨城で約20万人の方が特例軽減を受けております。しかし、厚労省はこの特例措置を2017年度から廃止しようとしています。高齢者の暮らしは年金の削減、消費税の増税、物価の上昇など厳しくなる一方です。軽減特例措置が廃止された場合、9割軽減の方は約3倍に、被保険者の方は6倍になります。ますます保険料が払え切れなくなり医療が受けられなくなってしまいます。

連合長は特例措置の存続を全国後期高齢者医療広域連合協会と協議会を通じて厚生労働大臣に求めています。さらに強めるために44市町村長と連名で国に働きかけてください。県内、国会議員、知事に働きかけていただきたいと思います。連合長

の決意を求めます。

3番目に、短期被保険証の発行についてお聞きいたします。

保険料を払えず滞納した75歳以上の人は全国で約25万人にのぼり、正規の保険証でない有効期限が短い短期保険証を交付された人は2万3,000人に達する事態をもたらしています。茨城県内で短期被保険証を発行された75歳以上の人は、平成26年度で1,432人、平成27年度では1,546人となり、1年間で114人も増えています。連合長はこの事態をどのように受けとめますか。

年金の引き下げや消費税などで暮らしが圧迫され、保険料が払えないのです。体調が悪くなり病院にかかりたいが保険証がなければ我慢してしまう、我慢できなくなったときは症状の悪化で命の危機に及んでしまう、このような健康を脅かす生活はあってはならないことです。短期保険証の発行をやめるよう、市町村に働きかけていただきたいということを強く求めます。

1回目の質問を終わります。

○議長（村田進洋君） ただいまの質疑及び一般質問に対して、執行部の答弁を求めます。事務局長、飯田範之君。

〔事務局長 飯田範之君 登壇〕

○事務局長（飯田範之君） 健康診査についてお答え申し上げます。

健康診査につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合健康診査実施要綱に基づきまして、当広域連合が事業主体となり、市町村に業務委託して実施しております。

検査項目につきましては、同実施要綱に基づき、身体計測、血圧、血中脂質、肝機能、血糖及び尿検査を行っております。

市町村におきましては、特定健康診査や介護保険、健康増進法など他の制度の事業と連携を図りながら実施しているところがございます。要綱で定めております項目以外にも上乘せ実施している市町村もあり、そのうち12の市町村においては無料で実施しております。

検査項目の拡充につきましてはの御意見があることは、私どもも認識しております。また、健康診査は生活習慣病の早期発見、健康保持増進が図られ、ひいては医療費の適正化にも寄与することから、大変重要な事業と考えております。

今後は、被保険者からの意見を集約した上で、財政的な観点また市町村の実施体制などを鑑み、検査項目の拡充等を含め、総合的な観点から健康診査事業について検討してまいりたいと考えております。

次に、短期被保険者証の交付につきましてお答え申し上げます。

短期被保険者証は、保険料収納率の向上及び保険料の負担の公平性を保つために、収納対策として滞納のある被保険者に対し、納付相談等の接触の機会をふやすために交付しております。その効果につきましては、平成26年度に短期被保険者証を交付された者の納付額は約3,553万円となっております。今後とも、被保険者に対して、保険料負担の不公平感を与えず、制度に対する信頼が揺るがないよう、保険料収納率向上に取り組むとともに、短期被保険者証の交付については、その効果を図りながら、対象者の経済状況等も十分配慮し、きめ細やかで丁寧な対応に努めてまいります。

以上で答弁いたします。

○議長（村田進洋君） 広域連合長、豊田稔君。

〔広域連合長 豊田稔君 登壇〕

○広域連合長（豊田稔君） 藤咲芙美子議員の一般質問にお答えを申し述べます。

質問の内容は、軽減特例措置の廃止についてというところでお答えしますが、非常に連合長として期待をしているのだというふうを受けとめまして、うれしく思っております。

ただ、質問のとおり、非常に厳しい状況にあることは事実であります。当広域連合の被保険者が36万7,000人、特例軽減対象者が20万人であります。被保険者の半数以上となっております。

平成29年度からこの特例措置を原則的に廃止する方針が厚生労働省から示されているところでありますが、特例措置が廃止された場合、被保険者に多大なる影響を及ぼすことが予想されます。このため、広域連合では、平成26年11月と平成27年6月及び11月に全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、平成29年度以降も特例措置を継続するよう厚生労働大臣に対して要望を重ねているところであります。

また、見直す場合においても、被保険者の過度の負担や急激な変化とならないよう、きめ細かな激変緩和措置を講ずることとし、実施に当たっては国からの十分な説明と周知を行うことをあわせて要望してまいっております。

今後とも、保険料軽減特例措置の見直しにつきましては、全国広域連合協議会を通して、国への要望活動を実施しておりますが、引き続き、要望を続けてまいりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

なお、十二分に44市町村の意見を踏まえながら、これからも要望活動を実施してまいりたいというふうに考えておりますので、お答え申し上げます。ありがとうございました。

○議長（村田進洋君） ただいまの答弁に対して再質問はありますか。

発言残り時間は8分40秒ございます。

35番、藤咲芙美子君。

[35番 藤咲芙美子君 登壇]

○35番（藤咲芙美子君） 御答弁ありがとうございました。

連合長には前向きに頑張ってくださいという、これからも要望していくというお答えをいただきまして、ますます力強く思っております。

さらに、2回目の質問に移りますが、細かいことを少し述べさせていただきます。

健診についてですが、有料検査ではほかの病院にかかっているからといたしますけれども、眼底検査の場合は眼科の診察内の検査のみで心電図はとりません。心電図については内科で検査ができますが、眼底検査はいたしません。血液検査は内科でできますが、貧血のみの検査はよほど症状が出たときとりますが、症状によっては区分をし、セットで貧血検査、生化学まで採決するのが一般的です。それゆえ、症状で分けるのではなく、年齢によって分けるなど、差別そのものではないでしょうか。したがって、病院にかかっているからと除外するものは適当ではありません。有料検査を無料に自己負担なしに検査ができるよう、再度求めたいと思います。

次、特例軽減措置です。

連合長には前向きに、本当にこれからも頑張っていきたいというお答えいただきまして、ありがとうございます。制度施行当初、負担厳しいからと最大9割の軽減措置がとられてきました。1回目の質問でも言いましたけれども、以前の制度の家族単位から個人に振り分けられ、75歳以上をばらばらにする、さらに9割を外すなどともないこととございます。差別医療そのものではないでしょうか。連合長は協議会を通じて厚労省に求めています、改めて働きかけていただきたいということを申し述べます。

三つ目、短期保険証が平成27年度では1年間114人も増えています。県内では短期証を出していない市町村もあるのです。国保と違って、所得の高い人はいません。収入が低く低所得、普通徴収の人しかいないのです。医療費は連合で管理されていますけれども、実態をつかんでいる市町村にできるだけ短期保険証をなくすよう働きかけをしていただけるよう求めて、私の質問をいたします。

再度の答弁をお願いいたします。

○議長（村田進洋君） ただいまの質問に対しまして、執行部の答弁を求めます。

事務局長、飯田範之君。

〔事務局長 飯田範之君 登壇〕

○事務局長（飯田範之君） まず、健康診査についてでございますけれども、藤咲議員の質問の趣旨は、症状で分けるのではなく年齢で分けるのは差別ではないかという趣旨であったかと思えます。

それで、先ほど御答弁したとおり、他の広域連合でも上乗せで、広域連合の事業として上乗せということはつまり無料ということでございますけれども、それでやっている広域も幾つかございますので、その辺ちょっと調べさせていただいて、事業をやるということになりますと、やっぱり財政的な観点というのもございまして、現状では基本項目以外は国庫補助の対象になっていないという現状もあります。あと、市町村によりましては、例えば眼底検査とか、実施できる医療機関がないというところもあるということも聞いておりますので、その辺、総合的に検討した上で、健康診査事業については検討してまいりたいと思えます。

もう一つの短期被保険者証でございますけれども、先ほど御答弁したとおり、やはり被保険者間の保険料の負担の公平性の問題もございまして、あとこの納付相談等の接触の機会というのが、やはり現状では短期被保険者証を交付することが一番効果的ですので、引き続き短期被保険者証の交付のほうは継続してやっていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（村田進洋君） 連合長、豊田稔君。

〔広域連合長 豊田稔君 登壇〕

○広域連合長（豊田稔君） 12市町村が無料のところがあるわけですね。それは、各々の市町村がそれぞれに考えていただいて、首長さんが、当然皆さん方と御相談してそうなっているのだろうというふうに理解していますから、12で、44ですから3分の1は進んできているわけですから、非常に素晴らしい私は進み方であるというふうに理解しています。ですから、44市町村が無料になることを踏まえながら行くことが正しいのかもしれませんが、しかしそればかりではない。医療の問題も含んでまいりますので非常に大きな問題ですから、それぞれの首長さんとよく相談しながら、そして検討を重ねながら今後進めていくことが非常に重要だろうというふうに思っています。

それから、軽減特例措置は、私だけじゃなく、皆さんと一緒にやればいいんですよ。質問ではなく。私もやりますから一緒に行きましょうというぐらいな気持ちがあっただけでしかるべきだ、こう思っているんですよ。連合長だけでできる代物ではありませんし、厚生労働大臣に対してやることも当然ながら、連合協議会の中でお話し申し上げ

ていますので、それで足りなければ、藤咲議員さんも御同行いただいて行動してもら  
う、そのことが正しいのではないかなと思っております。

答えになりませんが、先ほどの特例措置につきましては、営々として、我々連合長  
が率いる者として、副連合長とも協議しながら進めておりますので、御安心のほどお  
願い申し上げたいと思っています。

○議長（村田進洋君） 以上で上程議案等に対する質疑及び一般質問を終結いたします。

---

## 日程第7 上程議案等に対する討論及び表決について

○議長（村田進洋君） 日程第7、上程議案等に対する討論及び表決を議題といたしま  
す。これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。

35番、藤咲芙美子議員。

[35番 藤咲芙美子君 登壇]

○35番（藤咲芙美子君） 討論ですね。失礼いたしました。

議案第3号について、茨城県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公  
表に関する条例の一部を改正する条例の制定についての反対討論を行います。

本条例の改定は、一昨年、作成した地方公務員法の改定によるものです。法改定に  
よる人事評価制度は、住民に寄り添い問題を解決していく本来の地方自治体のあり方  
をゆがめるものです。地方公務員の勤務評定を廃止し、能力評価と業務評価を中心と  
する人事評価制度を導入するものです。住民に奉仕する地方公務員の仕事に成果主義  
はなじみません。民間企業でも成果主義に基づく賃金体系の見直しを求める意見が相  
次いでいます。5段階評価で、できた、できないなどとランク分けされる職場では上  
司の顔色ばかりうかがうことになり、公務員の目が住民に向かなくなるのではないで  
しょうか。

人事評価制度の相対評価を導入した多くの自治体職員が、資質、能力、執務、意欲  
の向上につながるとは思わないと答えています。職員の意欲低下につながりかねませ  
ん。特に広域連合は医療福祉だけを行っている職場です。医療福祉を担う職場に人事  
評価を持ち込むことは百害あって一利なしと思います。人事評価制度の導入と公表に  
強く反対し、撤回を求めます。

議案第7号、平成28年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、議案8号

特別会計予算について、一括して反対討論を行います。

75歳以上の高齢者など37万人が加入する後期高齢者医療制度、当広域連合では平成28年度、29年度の保険料について基金等を活用して据え置くことになりました。東京などで値上げをしている中、据え置いたことは評価できます。しかし、同時に高齢者を取り巻く環境は一層悪化しています。消費税の8%の増税は生活を直撃しています。物価高なのに、頼みの年金は据え置きです。介護保険料も昨年4月から引き上げられました。長生きした人たちの暮らしを脅かす負担増は許されません。

後期高齢者の医療制度は、2008年4月、自民・公明政権が医療構造改革の柱として導入しました。75歳以上の人は、それまで加入していた保険や国保など公的医療保険を強制的に脱退させられ、別枠の医療保険制度に囲い込まれました。年齢で区別、差別する、世界でも異例の高齢者いじめの医療の仕組みです。制度の導入時、厚生労働省の担当幹部は、医療費が際限なく上がる痛みを後期高齢者が自らの痛みで感じてもらうと明言しました。75歳以上の人口と医療費が増えれば増えるほど、保険料に跳ね上がる仕組みだからです。地方自治体の努力だけでは、保険料高騰を抑えるには限界があります。負担増か医療費を使うことを我慢するかという、二者択一を高齢者に迫る制度の仕組み自体を改めなければ、根本的な解決はできません。

高い保険料は負担能力を超えつつあります。保険料を払えずに滞納した人が増えています。正規の保険証ではなく、有効期限が短い短期保険証を交付された人は、県内、平成27年度では1,546人と過去最多となりました。必要な医療を受けられない事態につながりかねない高齢者の健康と命にかかわる問題です。

政府は、後期高齢者医療制度について十分定着しているなどと温存を狙いますが、とんでもないことです。問題だらけの差別的な制度は速やかに廃止し、以前の老人保健制度に戻すべきです。長生きした人たちに辛い思いをさせる医療制度は全ての世代にとって不幸です。消費税増税が社会保障充実のためという口実はもはや成り立ちません。大企業や大資産家に応分の負担を求め、必要な財源を確保し、安心して長生きできる社会保障の再生、拡充への転換を強く求め、反対討論といたします。

○議長（村田進洋君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田進洋君） 総員起立。よって、議案第1号は原案のとおり可決することに

決しました。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（村田進洋君） 総員起立。よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号は原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（村田進洋君） 起立多数。よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号は原案のとおり決することに賛成する方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（村田進洋君） 総員起立。よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号は原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（村田進洋君） 起立多数。よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第6号は原案のとおり決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田進洋君） 起立多数。よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第7号は原案のとおり決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田進洋君） 起立多数。よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第8号は原案のとおり決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田進洋君） 起立多数。よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

---

## 日程第8 閉会中所管事務調査について

○議長（村田進洋君） 次に、日程第8、閉会中所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付してあります印刷物のとおり、議会運営委員会から閉会中所管事務調査の申し出があったものでございます。

お諮りいたします。

本件は、議会運営委員会からの申し出のとおり決定することといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村田進洋君） 御異議なしと認め、さよう決しました。

---

## 閉会宣告

○議長（村田進洋君） それでは、以上をもちまして今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。よって、平成28年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後1時57分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 村 田 進 洋

6 番 船 橋 清

7 番 寺 田 寿 夫



# 参 考 資 料



議案等審議結果一覧表

広域連合長提出のもの

議案番号	件名	上程年月日	議決結果
		議決年月日	
議案第1号	茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	28. 2. 23	原案可決
		28. 2. 23	
議案第2号	茨城県後期高齢者医療広域連合情報公開条例及び茨城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	28. 2. 23	原案可決
		28. 2. 23	
議案第3号	茨城県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について	28. 2. 23	原案可決
		28. 2. 23	
議案第4号	茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	28. 2. 23	原案可決
		28. 2. 23	
議案第5号	平成27年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）	28. 2. 23	原案可決
		28. 2. 23	
議案第6号	平成27年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	28. 2. 23	原案可決
		28. 2. 23	
議案第7号	平成28年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	28. 2. 23	原案可決
		28. 2. 23	
議案第8号	平成28年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	28. 2. 23	原案可決
		28. 2. 23	

議案等質疑通告一覧表

【一般質問】

質問者	藤 咲 芙 美 子 議員
質問事項	質問要旨
【後期高齢者の健康診査について】	<p>①75歳以上の健診項目の拡充を</p> <p>②有料受診項目の無料化を</p> <p>特定健診8項目のうち75歳以上の健診は、5項目のみ無料となっているが、3項目については有料になり高齢者を差別している。このようなことは許されない。全て無料化にすることこそ、医療費の削減に繋がる。</p>
【特例軽減措置の存続を】	<p>低所得者に対し、均等割7割、5割、2割の軽減が設けられ、最大9割軽減措置がとられてきた。しかし、厚労省は2017年度から廃止しようとしている。高齢者のくらしは、ますます苦しくなる一方だ。この「特例措置の存続」をさらに国や県に働きかけてほしい。</p>
【短期被保険者証の発行について】	<p>短期被保険者証発行が1年で114人も増えており、生活困難により保険料の払えない人が増えています。この被保険者証の発行は命にかかわることです。短期被保険者証の発行の中止を求めます。</p>

【討 論】

質問者	藤 咲 芙 美 子 議員
発言事項	発言要旨
【反対】	<p>議案第3号 茨城県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第7号 平成28年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算</p> <p>議案第8号 平成28年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算</p> <p>一括して反対討論を行います。</p>



# 上 程 議 案 等



茨城県後期高齢者医療広域連合議会

議案第1号

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年2月23日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊田 稔

(提案理由)

地方公務員法（昭和25年法律第261号）が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 2 号

茨城県後期高齢者医療広域連合情報公開条例及び茨城県後期高齢者医療  
広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

茨城県後期高齢者医療広域連合情報公開条例及び茨城県後期高齢者医療広域連合個人  
情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年 2 月 23 日 提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長                      豊 田   稔

(提案理由)

行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、この  
条例案を提出するものである。

茨城県後期高齢者医療広域連合情報公開条例及び茨城県後期高齢者医療  
広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例

(茨城県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正)

第1条 茨城県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年茨城県後期高齢者医療  
広域連合条例第16号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「公開」の次に「又は審査請求」を加え、同条第2項中「行政情報  
の写し」の次に「又は第15条第9項の規定に基づく提出書類等の写し」を加える。

第14条を次のように改める。

(審査請求があった場合の措置)

第14条 実施機関は、第11条第1項に規定する決定又は公開請求に係る不作為につい  
て、審査請求があった場合は、当該審査請求が不適法であるとき又は審査請求の全  
部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとするときを除き、  
次条に規定する茨城県後期高齢者医療広域連合情報審査会に弁明書（行政不服審査  
法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第  
2項に規定する弁明書をいう。以下同じ。）を添えて諮問し、その答申を最大限に  
尊重して当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

2 第11条第1項に規定する決定又は公開請求に係る不作為に係る審査請求につい  
ては、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

第15条第1項中「前条」の次に「第1項」を加え、同条第7項中「不服申立人」を  
「審査請求人、参加人（行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同  
法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」に改め、同条中第9項を第  
11項とし、第8項を第10項とし、第7項の次に次の2項を加える。

8 審査会は、次の各号に掲げる資料について、当該資料を提出した者以外の審査請  
求人、参加人及び実施機関にそれぞれ送付しなければならない。

(1) 弁明書

(2) 反論書（行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条  
第1項に規定する反論書をいう。）

(3) 意見書（行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条  
第2項に規定する意見書をいう。）

9 審査会は、審査請求人又は参加人から行政不服審査法第9条第3項において読み  
替えて適用する同法第38条第1項及び第78条第1項の規定に基づく提出書類等の  
閲覧又は写しの交付の求めがある場合は、第三者の利益を害するおそれがあると認

めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

(茨城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正)

第2条 茨城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第17号）の一部を次のように改正する。

第30条を次のように改める。

（審査請求があった場合の措置）

第30条 実施機関は、第19条第1項又は第23条第1項（前条において準用する場合を含む。）の決定又は開示請求、訂正請求及び利用中止請求（以下「開示請求等」という。）に係る不作為について、審査請求があった場合は、当該審査請求が不適法であるとき又は審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る全部を開示、訂正若しくは中止することとするときを除き、次条に規定する茨城県後期高齢者医療広域連合情報審査会に弁明書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項に規定する弁明書をいう。以下同じ。）を添えて諮問し、その答申を最大限に尊重して当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

2 第19条第1項又は第23条第1項（前条において準用する場合を含む。）の決定又は開示請求等に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

第31条第1項中「前条」の次に「第1項」を加え、同条第7項中「不服申立人」を「審査請求人、参加人（行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」に改め、同条中第9項を第11項とし、第8項を第10項とし、第7項の次に次の2項を加える。

8 審査会は、次の各号に掲げる資料について、当該資料を提出した者以外の審査請求人、参加人及び実施機関にそれぞれ送付しなければならない。

(1) 弁明書

(2) 反論書（行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項に規定する反論書をいう。）

(3) 意見書（行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第2項に規定する意見書をいう。）

9 審査会は、審査請求人又は参加人から行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第38条第1項及び第78条第1項の規定に基づく提出書類等の閲覧又は写しの交付の求めがある場合は、第三者の利益を害するおそれがあると認

めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

第37条第1項中「、削除」を削り、「又は」の次に「審査請求若しくは」を加え、同条第2項中「個人情報の写し」の次に「又は第31条第9項の規定に基づく提出書類等の写し」を、「交付」の次に「及び送付」を、「作成」の次に「及び送付」を加える。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 3 号

茨城県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

茨城県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を  
改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年 2 月 23 日 提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長      豊 田      稔

(提案理由)

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正及び行政不服審査法（平成26年法律第  
68号）の施行に伴い、法改正に対応した規定を整備する必要があるため、この条例案を  
提出するものである。

茨城県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する  
条例の一部を改正する条例

茨城県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「勤務条件」の次に「及び休業」を加え、同条第4号中「懲戒処分」の次に「並びに退職管理」を加え、同条第6号中「勤務成績の評定」を「人事評価」に改める。

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の茨城県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定は、平成28年度以降の年度分の公表について適用し、平成27年度分の公表については、なお従前の例による。

議案第4号

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年2月23日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊田 稔

(提案理由)

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和58年法律第80号）第104条第3項及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第18条第3項の規定により、平成28年度及び平成29年度の特定期間における後期高齢者医療制度の保険料を定めるなど所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第22号）の一部を次のように改正する。

第8条及び第9条中「平成26年度及び平成27年度」を「平成28年度及び平成29年度」に改める。

第14条第1項第2号中「26万円」を「26万5千円」に改め、同項第3号中「47万円」を「48万円」に改める。

第18条第2項中「納期限の日の7日前」を「納期限」に、「支払日の7日前」を「支払日」に、「申請書に」を「申請書及び」に、「を添付して、広域連合長」を「（以下「申請書等」という。）を広域連合長」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、当該定められた期日までに申請書等を提出することができないことにつき広域連合長がやむを得ないと認めた場合については、当該定められた期日経過後においても、申請書等を提出することができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成28年度以降の年度分の保険料について適用し、平成27年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 5 号

平成27年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）

平成27年度茨城県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15,466千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ862,306千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年 2 月 23 日 提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		872,417	△14,776	857,641
	1 負担金	872,417	△14,776	857,641
2 財産収入		504	△408	96
	1 財産運用収入	504	△408	96
5 諸収入		1,838	△282	1,556
	2 雑収入	1,805	△282	1,523
歳入合計		877,772	△15,466	862,306

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		1,927	△752	1,175
	1 議会費	1,927	△752	1,175
2 総務費		259,463	2,196	261,659
	1 総務管理費	259,235	2,196	261,431
	2 選挙費	87	△18	69
	3 監査委員費	141	18	159
3 民生費		614,381	△16,910	597,471
	1 社会福祉費	614,381	△16,910	597,471
歳出合計		877,772	△15,466	862,306

一般会計

議案第 6 号

平成27年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正  
予算（第 2 号）

平成27年度茨城県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ688,990千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ301,528,078千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年 2 月 23 日 提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市町村負担金		48,350,204	△110,085	48,240,119
	1 市町村負担金	48,350,204	△110,085	48,240,119
2 国庫支出金		96,755,450	1,903,340	98,658,790
	1 国庫負担金	69,627,710	667,888	70,295,598
	2 国庫補助金	27,127,740	1,235,452	28,363,192
3 県支出金		23,891,939	229,247	24,121,186
	1 県負担金	23,891,938	229,247	24,121,185
4 支払基金交付金		117,909,366	1,295,821	119,205,187
	1 支払基金交付金	117,909,366	1,295,821	119,205,187
5 特別高額医療費 共同事業交付金		42,932	16,303	59,235
	1 特別高額医療費 共同事業交付金	42,932	16,303	59,235
6 財産収入		1,105	880	1,985
	1 財産運用収入	1,105	880	1,985
7 繰入金		4,313,742	△2,748,057	1,565,685
	1 一般会計繰入金	613,885	△16,502	597,383
	2 基金繰入金	3,699,857	△2,731,555	968,302
10 諸収入		356,830	101,541	458,371
	3 雑収入	343,447	101,541	444,988
歳入合計		300,839,088	688,990	301,528,078

特別会計

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		639,912	△16,780	623,132
	1 総 務 管 理 費	639,078	△16,780	622,298
2 保 険 給 付 費		288,023,260	2,895,436	290,918,696
	1 療 養 諸 費	275,613,961	2,262,054	277,876,015
	2 高 額 療 養 諸 費	11,266,099	664,532	11,930,631
	3 その他医療給付費	1,143,200	△31,150	1,112,050
4 特別高額医療費 共同事業拠出金		43,132	16,303	59,435
	1 特別高額医療費 共同事業拠出金	43,132	16,303	59,435
5 保 健 事 業 費		488,392	14,413	502,805
	1 健康保持増進事業費	488,392	14,413	502,805
6 基 金 積 立 金		4,132,937	△2,537,112	1,595,825
	1 基金積立金	4,132,937	△2,537,112	1,595,825
8 諸 支 出 金		7,433,829	316,730	7,750,559
	1 償還金及び還付 加 算 金	7,433,829	316,730	7,750,559
歳 出 合 計		300,839,088	688,990	301,528,078



議案第7号

平成28年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

平成28年度茨城県後期高齢者医療広域連合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ898,226千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

平成28年2月23日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊田 稔

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	本年度	前年度	比較増減
1 分担金及び負担金		894,342	880,882	13,460
	1 負担金	894,342	880,882	13,460
2 財産収入		8	504	△496
	1 財産運用収入	8	504	△496
3 繰入金		1	1	0
	1 基金繰入金	1	1	0
4 繰越金		2,000	2,000	0
	1 繰越金	2,000	2,000	0
5 諸収入		1,875	1,838	37
	1 預金利子	39	33	6
	2 雑収入	1,836	1,805	31
歳入合計		898,226	885,225	13,001

歳出

(単位 千円)

款	項	本年度	前年度	比較増減
1 議会費		1,446	1,927	△481
	1 議会費	1,446	1,927	△481
2 総務費		257,924	259,463	△1,539
	1 総務管理費	257,657	259,235	△1,578
	2 選挙費	88	87	1
	3 監査委員費	179	141	38
3 民生費		636,855	621,834	15,021
	1 社会福祉費	636,855	621,834	15,021
4 公債費		1	1	0
	1 公債費	1	1	0
5 予備費		2,000	2,000	0
	1 予備費	2,000	2,000	0
歳出合計		898,226	885,225	13,001

一般会計

議案第 8 号

平成28年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

平成28年度茨城県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ299,671,760千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第292条の規定により準用する同法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成28年 2 月 23 日 提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	本年度	前年度	比較増減
1 市町村負担金		49,306,552	47,946,360	1,360,192
	1 市町村負担金	49,306,552	47,946,360	1,360,192
2 国庫支出金		101,773,099	96,751,679	5,021,420
	1 国庫負担金	72,267,960	69,623,939	2,644,021
	2 国庫補助金	29,505,139	27,127,740	2,377,399
3 県支出金		24,839,755	23,888,168	951,587
	1 県負担金	24,839,754	23,888,167	951,587
	2 財政安定化基金 交付金	1	1	0
4 支払基金交付金		121,075,504	117,909,366	3,166,138
	1 支払基金交付金	121,075,504	117,909,366	3,166,138
5 特別高額医療費 共同事業交付金		77,846	42,932	34,914
	1 特別高額医療費 共同事業交付金	77,846	42,932	34,914
6 財産収入		1,051	1,105	△54
	1 財産運用収入	1,051	1,105	△54
7 繰入金		2,231,669	4,321,195	△2,089,526
	1 一般会計繰入金	636,855	621,338	15,517
	2 基金繰入金	1,594,814	3,699,857	△2,105,043
8 繰越金		4	4	0
	1 繰越金	1	1	0
	2 療養給付費等 繰越金	3	3	0
9 県財政安定化 基金借入金		1	1	0
	1 県財政安定化 基金借入金	1	1	0
10 諸収入		366,279	356,830	9,449
	1 延滞金、加算金 及び過料	3	3	0
	2 預金利子	17,507	13,380	4,127
	3 雑収入	348,769	343,447	5,322
歳入合計		299,671,760	291,217,640	8,454,120

特別会計

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	本年度	前年度	比較増減
1 総務費		661,284	639,912	21,372
	1 総務管理費	660,455	639,078	21,377
	2 賦課徴収費	829	834	△5
2 保険給付費		298,183,287	288,023,260	10,160,027
	1 療養諸費	284,977,369	275,613,961	9,363,408
	2 高額療養諸費	12,048,268	11,266,099	782,169
	3 その他医療給付費	1,157,650	1,143,200	14,450
3 県財政安定化基金 金 拠 出 金		81,634	74,922	6,712
	1 県財政安定化 基金 拠 出 金	81,634	74,922	6,712
4 特別高額医療費 共同事業拠出金		78,046	43,132	34,914
	1 特別高額医療費 共同事業拠出金	78,046	43,132	34,914
5 保健事業費		591,243	488,392	102,851
	1 健康保持増進事業費	591,243	488,392	102,851
6 基金積立金		1,056	1,881,730	△1,880,674
	1 基金積立金	1,056	1,881,730	△1,880,674
7 公債費		2,330	2,703	△373
	1 県財政安定化 基金償還金	1	1	0
	2 公債費	2,329	2,702	△373
8 諸支出金		67,880	63,588	4,292
	1 償還金及び還付 加算金	67,880	63,588	4,292
9 予備費		5,000	1	4,999
	1 予備費	5,000	1	4,999
歳 出 合 計		299,671,760	291,217,640	8,454,120